

第百二十三回 参議院法務委員會會議録第四号

平成四年三月二十七日(金曜日)
午前十時二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 鶴岡 洋君
理事 野村 五男君
林田 修紀夫君
北村 哲男君
中野 鉄造君

委員

加藤 武徳君
齋藤 十朗君
下稻 耕吉君
中西 一郎君
福田 宏一君
山本 富雄君
深田 肇君
橋本 敦君
萩野 浩基君
紀平 悌子君

國務大臣 法務大臣 田原 隆君
政府委員 法務大臣官房長 則定 衛君
法務大臣官房副長 濱崎 恭生君
法務省民事局長 清水 湛君
法務省刑事局長 濱 邦久君
法務省矯正局長 飛田 清弘君
法務省人権擁護局長 篠田 省二君
法務省入国管理局長 高橋 雅二君

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務 上田 豊三君
最高裁判所事務 山田 博君
最高裁判所事務 萩尾 保繁君

事務局側

常任委員会専門 播磨 益夫君
警務庁刑事局刑 泉 幸伸君
警務庁刑事局刑 永島 泰彦君
警務庁刑事局刑 吉澤 裕君
警務庁刑事局刑 福島 忠彦君

説明員

警務庁刑事局刑 泉 幸伸君
警務庁刑事局刑 永島 泰彦君
警務庁刑事局刑 吉澤 裕君
警務庁刑事局刑 福島 忠彦君

本日の会議に付した案件

○裁判所の休日に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○国際海上物品運送法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(鶴岡洋君)

ただいまから法務委員会を開会いたします。
裁判所の休日に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。田原法務大臣。

○國務大臣(田原隆君) 裁判所の休日に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

政府においては、平成三年八月七日付の人事院勧告の趣旨にかんがみ、行政機関において完全週休二日制を実施するため、すべての土曜日を行政機関の休日として勤務を要しない日とする必要があると考へ、一般職の職員に給与等に関する法律及び行政機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案を提出して、これと同様の趣旨で完全週休二日制を実施する必要があります。

そこで、この法律案は、裁判所において完全週休二日制を実施するためにすべての土曜日を裁判所の休日としようとするものでありまして、その要点は、次のとおりであります。

第一に、現在、土曜日については、毎月の第二土曜日及び第四土曜日を裁判所の休日と定めておりますが、これを改め、すべての土曜日を裁判所の休日とし、その日には裁判所の職務が原則として行われなことを明確にすることといたしております。

第二に、民事訴訟法及び刑事訴訟法における期間の計算について、所要の改正を行うことといたしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。
何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(鶴岡洋君) 以上で趣旨説明の聴取は終了しました。

これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。
○北村哲男君 北村でございます。
この法案についての質疑を行いたいと存じます。外国からは働き過ぎと批判の多い我が国の労働

界あるいは労働事情でございますけれども、長年私どもの要求しておりました公務員への完全週休二日制が来年度から実施されるという運びになりましたことを、まず率直に喜びたいと存じます。法案につきましては後ほど尋ねてまいります。まず私どもが日切れ法案に準じて扱うよう要求しました最大の眼目は、一日も早い完全週休二日制の実施であります。せっかく本案が早期に可決されましたも、政令で定められる施行期日が早くなければ何の意味もありません。昨年八月の人事院勧告でも「平成四年度のできるだけ早い時期」に実施するよう勧告しております。

そこで、まず法務大臣にお尋ねしたいと存じます。「平成四年度のできるだけ早い時期」とは、できれば四月から、少なくとも第一・四半期中と理解するのが常識であると思ひます。早期実施へ向けての法務大臣の特段の努力をお願いしたいと存じますけれども、まず大臣のその辺の御決意をお聞かせ願ひたいと存じます。

○國務大臣(田原隆君) この法律には、附則の第一条に書いてございますように、「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」、そういうふう書いてありますが、おっしゃる通りにできるだけ早い方がいいと思ひますけれども、ただ実施時期につきましては、法案が成立してから裁判所において国民への周知のための措置を講ずる期間を必要としたり、裁判所としてもいろいろこれに伴う準備等連絡協議して、また他の行政機関の実施時期に合わせたりして、いろいろ都合があると思うのであります。ですから、できるだけ早くやろうと思ひますが、そういうふうしても必要な物理的なものがありますので、その間はお許し願ひたいということ、それが今はつきり何月何日になるかというのはここで特定は私いたしかねますけれども、

気持ちは一日も早くと思っております。

○北村哲男君 確かに、さまざまな準備があると思えますけれども、しかし逆に言うと、今までこういうことは、もう二年前あるいは三年前から隔週の土曜閉庁というのは実施されておりました。そして今日のことは当然予測されてきたと思えます。

そこで、最高裁におかれましてはさまざまな問題点があると思えますが、特に国民の裁判を受ける権利との調和を図りつつ一日も早い完全週休二日制を実施できるよう、部内あるいは部外の諸般の準備あるいは周知徹底に遺漏のないようにしていただきたいと思いますけれども、最高裁当局からその御決意のほどをお聞かせ願いたいと思えます。

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) 委員御指摘のとおり、最高裁判所においても鋭意努力をしたいと考えております。

○北村哲男君 確かに、この週休二日制実施までには長い道のりがありました。昭和五十六年の四週五休制の試行から始まって四週六休制の実施、さらには昭和六十三年の裁判所休日の制定、土曜閉庁方式の四週六休制の実施と続いてきました。

休日法の審議のときも一番心配された点ですけれども、国民の裁判を受ける権利の保障という観点から裁判所当局も問題点の克服にいろいろ努力されてきたわけですが、例えば休日における緊急事務の処理等についてどのように対応してこられたのか、また、完全週休二日制になっても従前以上に対応していくことが国民から求められていると思えますが、これまでの対応策を含めて、細かな各論は後ほど聞きますけれども、抽象的な意味で今後の決意のほどをまずお聞かせ願いたいと思えます。

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) 弁論ですとかあるいは公判手続ですとかあるいは調停ですとか、そういった裁判所の事務の中核となるものは行っておりませんが、受付事務あるいは令状事務等緊急に処理を要するものについてはこれを行っていただくところでございます。

○北村哲男君 現行の土曜閉庁方式の四週六休制はおおむね順調に施行されていると思えます。最高裁当局としては現在までの週休二日制の実施にどのような認識と評価をされておられるのか、まず最高裁にお伺いしたいと思えます。

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) 先ほど申しましたように、受付事務あるいは令状事務等真正に緊急な処理を要する事務は遺漏なく行っていると思えます。日弁連からも、このたびはいろいろ協議をいたしました。裁判所に関しましては問題がないと、こういうふうに聞いております。

○北村哲男君 同様のことですけれども、法務省当局についてはこの間の実施状況をどのように認識し評価しておられるのでしょうか。

○政府委員(濱崎泰生君) 裁判所の土曜閉庁に伴ういろいろな施策というのは、ただいま最高裁の方で答弁されたように、第一義的に最高裁判所の方において適切に対応していただいていると存じております。裁判所の事務処理に対応する法務省の関係の検察庁でありますとか、その他の事務につきましては、裁判所の事務処理に支障のないように適切に対応してきたものと承知しております。またその点についてもこれまでの閉庁土曜日の運用について特段の支障があったということはないかと承知しております。これからは休日があつたものに伴って、同様の努力を一層行っていくべきものと考えております。

○北村哲男君 今、法務省当局としてすべてを代表して説明されたかと思うのですが、特に人数において限度のある検察庁あるいは入管、とても忙しい、そして大変な御努力を願っている入管当局等についてはどのような、全般的なことでは結構ですけれども一応の認識と評価についてお伺いしたいと思えます。

○政府委員(濱邦久君) 検察庁の被疑者または被告人の勾留あるいは接見に関する問題との関係で、私の方からお答え申し上げたいと思えます。休日における被疑者の勾留請求や執行指揮は、これはもうあらかじめその必要が予測できることとさせていただきます。適宜検察官等が出動することとして当該事務を処理しているわけでございます。一方、保釈請求や勾留執行停止請求のうち、緊急を要するものにつきましては、休日にも裁判所から意見を求められることもあり得るわけでございますが、このような場合にも検察庁内部の連絡体制を整備するなどいたしまして、できる限り速やかに対応できるよう配慮してまいりたいと思っております。今後ともそういうことで万全を期していきたいと思います。それから勾留執行停止決定等による釈放の執行指揮につきましても同様でございます。

次に、刑事訴訟法三十九条三項による接見指定の關係で申し上げますと、接見等の指定に関する通知書を発した事件におきましては、弁護人等が直接監獄に赴いて被疑者との接見を求められるということがあつたわけでございますが、そのような場合には弁護人等を必要以上に待機させることがないよう、検察官に対する連絡体制を整備するなどしてまいりたいと思えます。また、接見指定に係る準抗告を申し立てられた場合に意見を求められることがあつたわけでございますが、この求意見に對しては、検察庁内部の連絡体制を整備するなどして、できる限り速やかに対応できるように配慮してまいりたいと思えます。

これら休日における勾留及び接見に関する執務体制は、今申し上げたような検察庁内部あるいは検察官への連絡体制の整備等の方法で適正に機能しているものと考えておるわけでございまして、完全週休二日制導入後も同様の体制を維持徹底していくと考えております。

○政府委員(高橋雅二君) お尋ねの入国管理局関係についてお答え申し上げます。お尋ねの入国管理局関係については、出入国審査業務及び被収容者看守業務がございまして、いずれも交代勤務による

り対処をしておるところでございます。今日までの四週六休制の実施状況を通じまして、特に行政サービスの低下を来したことはございません。また、職員の余暇の有効活用及び疲労回復等健康管理面での効果も上がっているというふうに考えております。

完全週休二日制が導入された場合には、これまで実施いたしました週四十時間制の試行結果を参考にいたしまして、業務の省力化、人員配置の積極的見直し、OA機器の活用などによりまして人員の有効活用を一層推進するなどいたしまして、行政サービスの低下を来さないように努める所存でございます。

○北村哲男君 かなり具体的な点についてもお触れになったのですが、まず検察庁なんですが、検察官及び事務官の人たちの休日出勤というのは、例えば一つの庁をとりましたら、普通、平日と休日出勤というのはどのくらいの差があるのか。例えば十人、まあ十人というのはないけれども、十人体制の検察官のいらっしゃる一つの庁としますと、休日なんかは休日出勤されるのはどういう形で、そしてその後の休みの体制とかそれはどういうふうな形になるのか、ちょっと大まかで結構ですけれども御説明願いたいと思えます。

○政府委員(濱邦久君) 例を挙げて申し上げますと、検察庁で休日出勤をする場合と申し上げますのは、あらかじめ休日予定して仕事の段取りを予定できる場合には、もうなるべく休日は出勤しないようにして事務手続を進めていくわけでございまして、例えば身柄拘束中の被疑者を持つておりました、その取り調べあるいはそれに關する捜査をしなければならぬ、休日に出てきてなおその取り調べを含めた捜査をしなければならぬという場合には、それを担当しております検察官、あるいはそれと一緒に行動しております立会事務官が休日に出動をしてその捜査を行うというようなことは随時やっております。休日出勤を特にあらかじめ割り当てて行うというようないような形ではございませんので、休日が決

められればできるだけその休日は出勤しないようにして検察庁の事務を行っていくということで、先ほど申しましたように、例えば検察官が休日に出動しない場合でも連絡体制がとれるような体制を整備するというような必要が当然出てくるわけでございます。

○北村哲男君 これは特殊かもしれませんが、例えば東京地検特捜部なんか一つの事件を担当しますと、いろんな報道によりまして、三カ月間休みなし、早朝から夜遅く深夜ぎりぎり、要するに十二時近くまでぶっ続けでやるといって、それは恐らく検察官一人じゃなくて、その周りの事務官の方も、それ以外の方々もあるいはいらつしやると思うんですけれども、そういう三カ月間ぶっ続けというのは本当かどうかわかりませんが、そういう報道がなされていますね。その場合に、二日制との関係といいますが、これはどこでどのように補い、どのように調整をされるのでしょうか。

○政府委員(濱邦久君) 例えば、検察庁で一つの事件の捜査に入りまして、身柄拘束の被疑者を抱えておるといふ状態で捜査が続いております場合に、今委員がお話しになられましたような事態、すなわち何週間かあるいは何カ月かの単位で捜査を続けるということがこれはもうよくあるわけでございます。その場合に、検察官あるいは検察事務官といいたしましても、休みなしにぶっ続けで仕事をするとすることは、これは体力的にも限界があるわけでございますので、例えば班ごとに交代をして休日に休むようにするとか、あるいはどうしても休日に休むことが捜査の都合でできないというような場合には、例えば代休ということで休みをとらせるといふような形で行っているわけでございます。

○北村哲男君 次の質問に移りたいと存じます。今のような特殊な一つの事件を担当している場合は別に、通常の場合でも裁判所あるいは検察庁なんかには、通常の緊急事務の処理体制というのがあると思うのです。それについては、先ほど言われましたように、宿直あるいは日直方式が

基本になっているということですが、そうなりまして、一方で完全週休二日制実施による時間短縮がありまして、他方では宿日直体制強化による労働増が起るわけですが、職員労働の労働過重による週休二日制であったら、休日法制定当時のこの委員会での附帯決議の趣旨に反することにもなりかねないわけですが、この時間短縮と労働強化というこの二律背反の事態についてはどのような考えを持っておられるのでしょうか、まず裁判所の方にお伺いしたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) 委員御指摘のとおり、週休二日制によりまして労働時間を短縮する、こういう要請が一方でございます。他方、国民の裁判を受ける権利を實質的に保障しなければいけない、こういった観点からも何らかの措置をとる必要があるわけでございます。委員御指摘のとおり、一見二律背反する要請があるわけでございます。

それに対しては、私もとしましては、やはり国民に対する司法のサービスを低下させないようにするためには、ある程度の措置が必要であるという考えを持っておりまして、原則として宿日直体制をとって、これで処理しております。なお、宿日直体制をとっていない庁におきましては、当番待機制といふものをもってございまして、それで対応しているところでございます。

○北村哲男君 法務省当局についても。○政府委員(濱邦久君) 検察庁における休日における緊急事態の処理体制につきまして申し上げますと、裁判所、警察等関係機関との間及び検察庁内部の通報連絡体制を整備することによりまして、緊急事態に的確に対応できるように努めているわけでございますが、そのほかに地検、本庁等におきましては、宿日直勤務を行ってこれに対応するということにしております。

○北村哲男君 完全週休二日制の実施には、職員組合あるいは弁護士会等の理解と協力は欠かせないと思えます。その辺の協力体制についてはどうなっておりますでしょうか。裁判所、それから検察

庁にお伺いいたします。

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) まず、弁護士会との関係から御説明させていただきます。今回の完全週休二日制の導入に当たりまして、私ども日弁連の方と数回にわたり協議をいたしました。その結果、日弁連の方からはおむね御理解を得ていると、こういう状況でございます。おむねと申しますか、御理解を得ていると、こういうふうに承知しております。

そして、日弁連の方から特に御要望がありましたのは、緊急を要する事務については、現在の土曜閉庁方式と同じように対応してほしい、こういう点でございます。この点につきまして、私どもも今まで同様、緊急を要する事件については支障がないように対応していきたい、こういうことを述べているところでございます。

また、職員組合に対しましては十分説明をしまして、理解を得ているところでございます。○政府委員(濱邦久君) 検察庁の関係で申し上げますと、例えば勾留、接見指定等、いろいろ個々の場面を取り上げて先ほど御説明申し上げましたけれども、例えば保釈あるいは勾留の関係で意見を求められるというのとは主として裁判所の関係でございまして、これは裁判所との間で十分協議して、円滑に遂行するように行っておりますし、また接見指定の場面につきましても、これは主として弁護士さんとの関係になるわけでございますが、これはそれぞれ日弁連あるいは各単位弁護士会との間で随時協議をさせていただいて、先ほど申しましたように、私どもの方の執務をする上で対応の弁護士さんに必要以上の御迷惑をかけないように努力しているところでございます。

○北村哲男君 具体的な点は後で聞きたいと思いますが、もう少し一般論として、国民の間では最近、公務に対する週休二日制の実施にはある程度理解ができてきているというふうに思いますが、その閉庁方式の完全週休二日制の実施につきましては周知徹底を図り、その協力を願うための広報活動というものが必要だと思っております。そ

の辺について裁判所あるいは法務当局あるいは検察庁、法務当局も民事関係あるいは刑事関係、両方あると思うのですが、それぞれ簡単に結構ですけれども、どのようにして、土、日続けて休むことになるのですから、しかも一方、サービスを受けた方は、一般の省庁も当然なんですけれども、特に裁判所の関係あるいは法務省、検察庁の関係というのは非常に身に迫るといいますか、抽象的に言くと、人権にかかわる問題に波及するわけですから、その辺の理解を求めるためにどのような広報活動等をしておられるのかということをそれぞれお聞きしたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) 平成元年にいわゆる土曜閉庁方式が導入されたわけですが、その際、裁判所におきましても土曜閉庁広報用ポスターというものを作りました。各裁判所の玄関、受付等、利用者の目に触れやすい場所にこれを張りまして、国民に対する周知を図ったことがございます。

今回の完全週休二日制を導入するに当たりまして、同様の措置を講ずることを現在検討しております。国民に対する司法サービスの低下を招かないように十分配慮していきたいと考えているところでございます。

○政府委員(濱邦久君) 検察庁におきましても同様でございます。先般の土曜閉庁制度実施の際には、政府広報ポスターを検察庁の掲示場等に掲示するなどいたしまして、国民への周知に努めたところでございます。今回の完全週休二日制が実施された場合にも同様の方法をとることなどを考えているわけでございます。

○政府委員(高橋雅二君) 入国管理局に関しましては、完全週休二日制の実施につきましては、政府による共通ポスターを全官署の窓口等に掲示するほか、当局におきましては諸申請窓口等におきまして、外国語による専用ポスター及びリーフレットを掲示、配布するのを初めとして、広報誌への掲載あるいは代表電話の夜間・休日用テープに

よる周知など積極的に広報活動を行い、制度の円滑な導入に向け努力する所存でございます。

○政府委員(清水湛君) 先生御承知のように、法務局、特に登記所には毎日多数の一般国民の方々が来られるわけでございまして、そういう方々に對する行政サービスの低下とか、あるいは窓口混乱というようなものがあつてはならないということで、私もこの点についても非常に関心を持って対応しておるところでございます。

これまでの隔週週休二日制の実施の状況等につきまして見ますと、おおむねと申しますか、順調に推移しております。特に問題は生じておりません。今回の完全週休二日制につきましては、これは公務員全体の問題でございますので理解は得られると思ひますけれども、なお登記所の窓口での混乱が生ずることのないよう、先ほどのいろいろ出てまいりましたようなポスターの掲示とかそういうものによりまして一般利用者への周知徹底を図る、あるいは関係司法書士会を通じて周知徹底を図るといふことで、同様に混乱が少なくとも生ずることがないように努めてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○北村哲男君 最高裁にお伺いしたいのですが、先ほどから弁護士会といふいろいろ協議をして話がついていふというふうな話もされました。

少し具体的に聞きたいのですが、昭和六十三年の隔週週休二日制のときに、日弁連から最高裁判所当局に対してかなり強硬な意見の申し入れがあつたと思ひます。すなわち裁判所が国の行政機関ではなくて、国民の裁判を受ける権利を保障する機関であることにかんがみ、緊急性を有し、国民の裁判を受ける権利に重大な関係のある次の事項については人的物的体制を確保して、単に申し立ての受理のみならず、それに対する裁判所側の処理についても特段の配慮を願いたいといふような申し入れがあつたはずで、それについては御協議がされたと思うのですけれども、再度今回についても同じ問題が起ると思ひます。順次尋ねてまいりますので、その点について簡単に結構で

すけれども見解をお話したいと思ひます。

まず、保釈手続、それから令状の手続、それから勾留の執行停止、準抗告手続、それから勾留理由開示手続、さらに第一回公判後の保釈の場合は担当部が担当しますね、係属している部の問題になると思ひます。さらに準抗告の場合は、担当部でありながらさらに三人構成といふ問題も起こると思ひます。それについてはいくつかのよう

に対処される御予定なんですか。

○最高裁判所長官代理人(上田豊三君) 委員御指摘のとおり、今回も日弁連からは保釈手続、勾留関係の事務等々につきまして、緊急を要する場合に於ては御処理をいたしたい、こういう要望を受けております。

それに対しては裁判所としましては、こういった事務で真に緊急を要するものにつきましては従来土曜開庁の場合と同様に対処していきたいと御説明し、御理解を得てきたところでございます。

ただ、土曜日を休日といふ場合には、平日と全く同様な処理ということでは非常に困難なことでございます。例えば保釈の場合につきましては、保釈金の納付といふものがございまして、これは法令上会計課等の歳入歳出外現金出納官吏といふものが指定されておまして、こういった出納官吏が担当しなければなりませんし、また多額の現金を扱うということにもなりません、必ずしも休日における処理は容易ではないと思ひます。

そこで、こういった事務につきましては金曜日に処理できるものは金曜日の執務時間外にもこれを受け入れて処理していきたい、こう考えているところでございます。しかし、どうしても金曜日に処理できなくて、しかも真に緊急の必要がある場合には、前日まで、金曜日までにお申し出があつた場合には休日におきましてもこれを取り扱うように検討をしていきたいと考えているところでございます。

○北村哲男君 人身保護法による救済手続という

のがありますけれども、これは休日についてはどのようにお考えでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(上田豊三君) 人身保護法による救済手続につきましても、真に緊急な処理を要すると判断した場合には休日においても処理していきたいと考えているところでございます。

○北村哲男君 保全手続がございまして。例えば、破産、和議、会社更生法などによる保全手続等ございましてけれども、そういうものも一日一刻を争う問題だと思ひますけれども、どのように考えておられますか。

○最高裁判所長官代理人(上田豊三君) 保全手続につきましても、真に緊急な処理を要すると思われ

る場合にはやはり処理をしたいと思いますと思ひます。

○北村哲男君 証拠保全手続、さらに執行停止手続についても同様のお考えといふふうに聞いてよろしいでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(上田豊三君) 同様でございます。

○北村哲男君 確かに裁判所の考えはそのとおりだと思ひますが、考え方が違ふ場合がございまして。その申し立て側はきょうじゅうにぜひやってくれという場合と、もうその必要がないと裁判所がお考えになるような場合がございまして、その点については今まではまだ違つた意味でサービスという観点からお考えになつていただかなくてはならぬことがあると思ひます。日曜にだけしかない場合は間が一日しかあいていません。今度は金曜日から月曜日、日曜また国民の祭日が重なれば三日間、週の半分ぐらいが休みといふこともあるのですけれども、その点については今までも同じ考えでいくのか、さらに特段の配慮をされるのかといふことについてはどう考えますか。

○最高裁判所長官代理人(上田豊三君) 真に緊急な処理を必要とするかどうかといふことは、結局は個々の事件を担当される裁判官の判断ということになるわけでございますが、私ももといたしましては、日弁連に對しましてお答えしているところを各裁判所に周知徹底して、その方向で考えていただきたい、こういうふうな考えでございます。

○北村哲男君 もう一点ですが、これもかつての弁護士会からの申し入れでございましたが、保全手続における保証金の供託に關して法務局代行の金融機関について例外を認める方法、あるいは保釈保証金と同様裁判所が保証金を受領する手続を検討してほしいといふこともあつたと思ひますけれども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(清水湛君) 裁判上の保証金の供託の受け入れの問題につきましては、隔週週休二日制の導入の際にも御議論がございまして、私もといたしまして、特に緊急やむを得ないものについては裁判所とも十分協議して適切な対応をいたしますと、こういうことになつてゐるわけでございます。このことにつきましては、今回完全週休二日制が導入された場合におきましても同じよう

に對してまいりたい、かように考えている次第でございます。

○北村哲男君 さまざま聞いてまいりましたけれども、昨日定員法の審議をいたしました。恐らくあの原則は、例年変わらない人数で、ほとんど変わらない体制で裁判所は進めていくといふお考えであつたと思ひます。その昨日の定員法の考え方と、きょう審議しております完全週休二日制だと、休みに対する労働は非常に多くなつてくると思ひます。特に裁判所の関係はですね。そうすると、あの定員法の考えはきょうのこれからの完全週休二日制を考慮に入れた考え方であるのか、考慮に入れる必要はないのか、あるいはこういうことを踏まえて定員法についてはさらに考えなくてはならぬといふふうなお考えなのか。その定員法との考え方の比較といふか關連についてどのよう

にお考えなんでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(上田豊三君) 委員御承知のとおり、今回の完全週休二日制は、現在勤務

日とされておりました土曜日を休日とするものでございまして、例えば第一土曜日、第三土曜日、場合によつては第五土曜日がございますが、今まではこういった土曜日には全職員が裁判所へ出勤して勤務をしていただくわけにございまして、このたびの完全週休二日制が実現できますと、今まで勤務していた土曜日には全職員は出勤しなくてもよろしい、こういうことになるわけにございまして、ただ、先ほど御説明しておりますように、あるいは宿直の関係で宿直要員が必要となるという点が出てくるわけにございまして、全体として見ますと職員の労働時間は少なくて済む、こういうふうに理解しております。したがって、今回の完全週休二日制の導入に当たりまして特別増員等の措置は必要ないと、このように考えている次第でございます。

○北村哲男君 裁判所については大体これぐらいですが、次に検察庁、特に拘留所の関係についてお伺いしたいと思います。

監獄法施行規則百二十二条というのがございまして、これは被拘禁者との接見は執務時間内に限られておるとのことですが、土曜開庁が導入されると執務時間外となって弁護人との、そのほかの一般も同じなんですが、接見が認められなくなってしまうという懸念がございまして、そうしますと弁護人との接見交通権、これは憲法上の要請でありまして、さらに刑事訴訟法三十九条一項の趣旨に照らしても現在の接見の権利が大幅に制限されるという懸念があると思ひますけれども、そこら辺の対応はどのように考えておられるのでしょうか。

○政府委員(飛田清弘君) お説のとおり、確かに監獄法施行規則百二十二条は、「接見ハ執務時間内に非サレハ之ヲ許サス」と、こう規定しておりますから、完全週休二日制の実施によりまして土曜日が行政機関の休日となりますと、日曜日と同じような法律的性格になりますので、監獄法施行規則百二十二条に規定する執務時間内とは解釈ができないことになりまして、原則としては面会は実施できないことになってしまふわけにございまして、

しかしながら、例えば憲法で規定しております弁護人とそれから被疑者、被告人の接見のような重要なものについては、これは監獄法の改正がなければならぬとしまして、これは監獄法の改正がなされませんと、やはり弁護士会ともいろいろ御相談しながら対応を考えているわけにございまして、現在のところは弁護人と被疑者との接見につきましては、当該被疑者が拘留所に入所してから最初に弁護人が接見なさる。まあ被疑者にとつては拘留所に入つて不安である、弁護人としてもどういふことだろうと、こう思つておられるその一番最初の接見というのは一番重要である。この最初の接見については、例えば土、日と連続して休みがある、あるいは場合によつては三連休になることにもございまして、その休日のいずれの日でもあらかじめ事前の申し出があつた場合には面会をすることができるよう執務体制等について準備を進めているところでございまして、

それから、起訴された後の被告人につきましては、第一回の公判期日が起訴されてすぐというのは余りございませぬので、被疑者の場合の十日間というふうな場合とは少し違ふと思ひますが、このような場合でも、例えば休日明け早々に公判期日が指定されているとか、それから上訴期限、または控訴趣意書の書類の提出期限がもう翌週に迫つていたりとか、そういうことで弁護人が被告人とどうしても合はなざるやならぬと、そういうふうな事情があるようなときには、原則としてこれは土曜日の午前中にお願いしているんですが、午前中に限つて弁護人との接見をすることができるよう準備を進めている、こういうふうな状況でございまして、

○北村哲男君 保釈手続なんです、最近もさる大きな事件で、きょう出るところがあさつてに延びたとか、時々あるのですが、特にまた完全二日制になると大幅に延びる。保釈に關しては、特に被疑者の方あるいは被告人の方は本当にもう一日

一刻を争つて要求し、非常にその時間を大事にしておられるんですけども、その保釈手続が遅延しないようにするにはどのような配慮をしておられるのでしょうか。この保釈手続は、特に裁判所の決定ではなくてその後の問題の方が大きいような気がするんです。ですから、検察庁の關係になつてはいかがでしょうか。

○政府委員(濱邦久君) 保釈の關係で、検察庁が關係する部分についてお答え申し上げますが、まず保釈請求が出た場合に、裁判所から検察官の意見を求める求意見の手続がとられるわけにございまして、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、休日に裁判所から意見を求められたような場合でございまして、検察庁内部の連絡体制を整備しておりますので、これはできる限り速やかに検察官の方で意見をつけて回付するということができるように配慮しているところでございまして、

それから、釈放の執行指揮につきましても、同じ方法で対応するというようにしているわけにございまして、

○政府委員(飛田清弘君) 拘留所といたしましては、検察官からの釈放指揮が届けば、これはもう直ちに釈放できる体制は整つております。

○北村哲男君 拘留所の場合は結構です。今言われた検察庁の方ですけれども、意見です、検察官意見、これは事件担当検事が意見を付すと思うのですけれども、休みでいらつしやらないような場合、検察官意見が金曜日に保釈請求をして、それが月曜日、火曜日に延びてしまふというふうなことはないのでしょうか。

意見の内容を聴取しておくなどしまして、当該主任検察官以外の検察官でも意見がつけられるように体制を整えているということにございまして、

○北村哲男君 ということは、休みであつて担当者がおられなくても、そういう連絡体制は休みの間でもすべてとれていてということに聞いてよろしいでしょうか。

○政府委員(濱邦久君) そういう趣旨でございまして、

○北村哲男君 刑事記録の閲覧とか謄写については土曜日曜ということとはもう不可能というふうになるのでしょうか。あるいはそのほかの配慮はあるのでしょうか。検察庁。

○政府委員(濱邦久君) 通常は記録の閲覧、謄写ということは、特に緊急を要する事由がある場合というものは余りないんではないかと思ひますけれども、例えば月曜日に公判が迫つておるとかいうような場合に、弁護人から前週、例えば金曜日あたりに御連絡があるとかいうような方法を講じていただいて適切に対処するというようなことは可能ではないかと思ひます。

○北村哲男君 今度は、法務省の民事局の方に若干聞きたいんですが、仮差し押さえなどの強制執行事件における裁判所の嘱託登記の問題なんですが、これも一日を争うようなことがあると思ひますけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(清水湛君) 登記につきましては、これは申請書あるいは嘱託書の受け付けの順位に従ひまして登記をするということになっていて、これは金曜日までに申請あるいは嘱託書が登記所の方に届いておりますと、休日の間に登記をいたさなくても登記をする順位というのは月曜日の最初の段階になるということ、その保全処分との關係の登記の優先権は害されるということにはならない、かように考えております。

○北村哲男君 それでは次に、法案そのものについてなんですが、まずこれは裁判所にお聞きする

第三部 法務委員会會議録第四号 平成四年三月二十七日【参議院】

ことになると思いますが、刑事訴訟法の改正案の中で、五十五條三項に土、日及び国民祭日の場合、期間に算入しない、ただし時効期間についてはこの限りでないという規定がございます。この限りでないものには、勾留期間とか刑の執行期間などほかにもあるというふうに考えられますけれども、この期間算入する場合の主な例、そしてしない場合の主な例、そのメルクマールといえますか、この例外に当たるものと当たらないものとは何を以て決めるのかということを一応示していただきたいと思います。

○政府委員(濱邦久君) 今委員お尋ねになつておられますように、刑事訴訟法に定める期間につきましてはいろいろなものがあるわけでございまして、その期間の性質に応じて刑事訴訟法五十五條三項の適用があるものとないものがあるということになるわけでございます。

例えば、刑事訴訟法三百七十三條に定められてます控訴の提起期間につきましては、刑事訴訟法第五十五條三項の適用が認められるのでございまして、例えば刑事訴訟法二百八條に定める被疑者の勾留期間につきましては、刑事訴訟法五十五條三項の適用が認められないというところでございまして、したがって、今の例で申しますと、今回の刑事訴訟法五十五條三項の改正後におきましては、控訴期間の末日が土曜日に当たるときは、翌週の月曜日が控訴期間の末日ということになるかと思われまして。

また、被疑者の勾留期間につきましては、その末日が土曜日に当たる場合におきましては、刑事訴訟法五十五條三項の改正前と同様にその土曜日が末日になるということと考へております。○北村哲男君 民事訴訟法の関係では刑訴五十五條三項に当たるものがあるやうに思ふ。民事ではそれを考へなくてもいいやうなことでございませうか。その辺を私も、時効、取得時効とか消滅時効とかいうのは関係があるのかないのか、ちよつとはつきりしないのですが、その辺ちよつと御説明を、例

外はないのでしょうか。

○政府委員(清水滋君) この百五十六條二項の規定でございませうけれども、これは民事訴訟法上各種の訴訟行為をする期間というものがあるわけでございまして、今回の完全週休二日制の導入によりまして、さらにその期間の繰り延べの規定を置く、こういうことにいたしましたものでございまして、前回の隔週週休二日制のときも同じようにしたのでございませうけれども、これを一般的に土曜日に拡大したと、こういうことになるわけでございまして。

例えば、先ほど刑事局長の方からお話でございましたけれども、控訴の提起期間というのは法律で決まっておりますが、その最終日が土曜日に当たるといふ場合にはその翌週の月曜日に繰り延べられるということになるわけでございまして、そういう控訴状とかあるいは上告状の提出は、これは休日でも受け付けるわけでございまして、これは一般国民の方から見ると、土曜日だからこれは受け付けてもらえないというやうなことを考へることもあるかもしれないということから、このやうな繰り延べ措置をするのが適當であるというところで、従来もこのやうな繰り延べの改正規定を土曜休日制の導入のたびごとにいたしてゐるわけでございまして。

このやうな期間の規定でございまして、一般の例えは時効期間とかそういうやうなものについては、これはそもそもこの法律の規定が民事訴訟法の規定でございまして適用の余地がないということになるかと思ひますけれども、性質からいいたしまして、そのやうな期間を繰り延べてその期間内になお所定の行為ができるというやうなことはする必要がないのではないかとこのやうに思ふ次第でございまして。

○北村哲男君 私もちよつと勘違いをしていたかもしれない。

それでは次に、これは昭和六十三年の休日法の審議の際に同僚の千葉景子委員からの質問に関連するのですが、これは当時まだ土曜休日にならな

いころと隔週に入つたときとの比較の問題で聞いておられるのですが、いまだ土曜休日にならない時代の土曜日と平日の接見あるいは面会、差し入れに見える人々の数の比較を千葉景子委員が質問しておられるわけです。

それで、それに対してお答えが、昭和六十三年十月一日から三十一日まで一カ月間の平均で、既決囚に關しては平日の一日当たり七百二十六人で、土曜日については一日当たり四百四十四人で約五五％。それから未決に關しては、平日が千九百七十八人に対して、土曜日については千三百八十八人で約七〇％。それから弁護人の接見は、平日は三百三十三人に対して土曜日は二百四十七人と、これはまだ土曜休日がないころの話であります。

が、そういうふうにも土曜日が平日であるかという点も考へると、土曜日というのは非常にも多いのではないかとこのやうな質問、だから土曜日を休日にするに關しては國民のやうな接見とあるいは面会の機会が失われてしまふという質問があつたのです。

それではその後、隔週の土曜日の休日が施行されて後には、土曜日と平日とのいわゆる面会の比較というのを、急な質問ですが、すべて接見、面会、差し入れというふうに分けなくて結構ですけれども、わかる範囲で、このやうに違いがあるかを御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(飛田清弘君) 受刑者との面会については、ちよつと数字を持ち合わせておりませんが、一番配慮されなやうな被害者、被疑者と弁護人との接見の件数については数字がございまして、御説明申し上げます。

これは、隔週土曜日が閉庁になつてからの、平成三年一平間について調査したもので、平日の一日平均の弁護人の接見回数が幾らかと申しますと、平均になつていきますから端数が出ますが、三百二十七・〇〇件でございまして。それから、開庁している土曜日にどのぐらひ接見があるかと申しますと、平均で百六十一・五二件。それから閉庁

土曜日、本来は休日と同じやうな扱いになつてゐるこの閉庁土曜日でも十・七〇件。それから、その他の休日、日曜日とか祝日もどうしてもこれは会いたいんだというところで、緊急性があるというこゝでお願いしていただいているものもないわけではございませう、しかし〇・七七件と、このやうな数字になつております。

○北村哲男君 今の数字を簡単に見ますと、前のパーセントよりもむしろ下がつてゐる。ということとは、土曜休日がかなり徹底してきたというやうな見方をすることが出来るわけですね。

○政府委員(飛田清弘君) そのやうに考へてよろしいかと思ひます。

○北村哲男君 さて、最後になりますけれども、閉庁方式の週休二日制の実施について、訴訟遅延ということが起こるのではないかとこのやうな不安がありますけれども、その辺については、なかつたこの二年間とそれから今後の問題についてどのやうにお考へるか、訴訟遅延との關係について裁判所にお伺ひしたいと思います。

○最高裁判所長官(代理者)(上田豊三君) 従来、裁判所におきましては、一般に土曜日には民事事件、刑事事件とも法廷を開かないという慣行ができておりまして、したがって土曜閉庁方式によつて、そのことにより訴訟が遅延してゐるというこゝとはないと考へております。

○北村哲男君 それでは終わります。

○中野鉄造君 本案については私いろいろ質問を用意しておりましたけれども、ほとんどだいたい同僚議員からも同じ質問が出ましたのでこれを省略して、二、三点お尋ねいたします。

いわゆる週休二日制になつた場合、監獄法施行規則の五十八條一項に基づく大臣訓令を改正し、結果としてその作業時間の短縮というやうなことになるのではないかと、このやうなことでございませうか。また、このやうなことを考へられてゐるのか。そして、作業時間を短縮した場合に余暇時間が當然出てくるわけですが、それはどういふやうに指導されるつもり

なのか。その点をお尋ねします。

○政府委員(飛田清弘君) 受刑者の作業時間がどうなるかということについてのお尋ねでございませう。お答えいたしますが、ただいま御質問にございまして、受刑者の作業時間は監獄法施行規則五十八条第一項の規定に基づきまして法務大臣が定めることとなっております。現在は一一般社会の労働時間を勘案いたしまして、国家公務員の勤務体制に準じて平日は八時間、土曜日は隔週ごとに四時間とされております。

ところで、国家公務員の完全週休二日制が導入された場合に、受刑者の作業時間がいかにあるべきかということについては種々検討しなければならぬ問題があると考えておりますけれども、我が国における労働時間の短縮化の動向などを踏まえまして、どちらかといえば、行政機関の休日には受刑者の作業も免業としてはどうかという方向で現在検討を進めてるところでございませう。

そこで、もしこのような結論に達した場合は、受刑者の作業時間は二週間で四時間短縮されるということになるわけでございませう。そうすると、その短縮により生じた受刑者の余暇時間をどのようにしようと考えているのかということになりますけれども、現在それぞれの刑務所で受刑者が受刑をし、それから所定の時間外は余暇時間ということになっておりますが、現在そういうふうな余暇時間をどのように利用しているかということについて御説明いたしますと、それぞれ施設の実情がございまして必ずしも一概にこういうふうなやつていられるとは一律には言い切れないのでございませうけれども、各施設ともその実情に応じて受刑者がその余暇時間を健全に過ごすことができるようにテレビ放映、それから娯楽関係を含めた各種の行事、それからクラブ活動などを実施することであるという工夫を凝らしているところでございませうが、何と申しまして、個々の受刑者が自発的にその余暇時間を社会復帰に向けて有効に使うようになることが望ましいのでございませうので、読書の習慣を身につけさせるということを初め、意

欲のある者には通信教育を受けるよう指導しておりますし、また部外のボランティアにより人生上の悩み事や、出た後の進路等の相談を受ける機会をも設けているのが実情でございませう。

余暇時間が今後ふえた場合にどうするかということもございませうが、受刑者の余暇時間が増加するということになれば、各施設においてこれまで実施してまいりました、今申し上げたような方策が一層効果を上げるように、図書充実あるいは通信教育の活発化、視聴覚機器等の整備を図ることなどを考えておりますが、そのほかにさらにボランティアの方々による活動をより積極的に取り入れる条件を整えたい、こういうふうに考えております。

○中野鉄造君 警察庁にお尋ねいたします。

こういうように週休二日制になりますと、当然そこにはいろいろな公務員の方々も、また一般の方々もそういう傾向になりまして、やっぱりどうかすると、人間暇ができると羽を伸ばしてみたり、いろいろよからぬことをしでかすような機会が多くなりかねません。今まで日曜日から土曜日まで何曜日が一番犯罪が多いかということに警察庁から資料をいただいておりますけれども、この資料によりますと、もう格段に土曜、日曜が犯罪は多いわけなんです。今まででもそういうことなんですから、これが完全に土曜日も休みにするということになると、今度は俗に言われるハナキンなんかもそれに準じてくるのか、なというふうな気もするわけですから、こういう週休二日制になった場合の警察庁としてのいろいろな対応の姿勢、何か考えておられますか。

○説明員(泉幸伸君) 刑法犯につきましては御説明申し上げますと、過去十年ほどのデータで分析しますと、土曜、日曜、それから金曜の発生が他の曜日と比較して若干多くなっております。罪種別では、万引、すり、乗り物盗などの窃盗犯、それから暴行、傷害等の粗暴犯にこのような傾向が出ております。しかしながら、凶悪犯、殺人などの凶悪犯については、これらの曜日以外の発生、土

日以外が多いというふうな個々の犯罪形態、地域の実情等によって必ずしも一律には言えないという状況がございませう。

しかしながら、週休二日制が実施された場合に、今申し上げましたように、曜日ごとに犯罪発生傾向がどのように変化するかということについては全部の犯罪一概には申せませんが、先ほど申し上げました犯罪についてはふえるということが十分予想されます。また、都市部の繁華街などでは週末に警察事象が多発するという傾向はたまたま御質問のとおりでございませう。これらに關しましては、今後とも地域的な要因、時間的な要因等の犯罪発生状況についてその傾向を分析し、その地域の実情に応じた効果的な警察力の配置運用を図っていくということが必要になってまいらうかと考えております。

○中野鉄造君 終わります。

○橋本敦君 土曜閉庁ということに関連をして裁判所と入管にお伺いをする予定でございませうが、まず入管の業務の關係からお伺いしたいと思っております。

入管業務ということになりますと、入国審査を含めまして土曜、日曜もその職務自体はなかなか休むということのできない性質を持っておりますので、土曜日を閉庁とすることについては大変な御苦勞をなさっていると思っております。

たまたまきのうの読売新聞を見ますと、仙台空港でタイの観光団十五人が入国のときの特別審査ということで十二時間待機をさせられたというところが問題になりました。慎重な審査は結構ですが、余り時間がかかり過ぎたのではないかと、これも人手不足が原因ではないかということも言われておるようなことでございませうが、土曜、日曜には入国者の数は減るどころかふえるということにもなるかと思っております。

そういう意味で、入国審査手続について、週休二日ということを実施することが現体制でどのような対応で可能なのか、私は基本的には、入管当局には今でも人員が足らなくて御苦勞願っております。

わけですが、これを本当にやっていくためには思い切った人員増が裏づけられなくてはならないのではないかと気がしておるんですが、局長の御見解はいかがですか。

○政府委員(高橋雅二君) 入管業務は、先生御指摘のとおり、土、日も、特に審査部門及び被收容者の警備につきましては通常と同様行わなければならない状況にございませう。特に、入管業務の出入国に關しましては土、日に集中するという傾向も出てくる場合もございませう。そういう場合に円滑にやるといふことが必要でございませうけれども、そのためには有効的な人員の配置とかそれから人員の手当て、そのほかOA化による事務の近代化、そういうところに努めてきたところでございませう。

先ほど御指摘のございました、昨日の新聞で報道されましたタイ人団体旅行者の件でございませうけれども、これも十二時間も審査に時間がかかったというのは非常に遺憾なことではございませうけれども、実はタイの……

○橋本敦君 簡単に結構です。人員増が必要ではないかということについてだけ。

○政府委員(高橋雅二君) それで、地方入国管理官署におきましては、完全週休二日制の導入に備えまして、空港等の交代制勤務職員に対する週四十時間の試行を実施するなどいたしまして、業務処理体制のあり方を検討してきたところでございませう。それで、完全週休二日制が実施される場合には、試行の結果を参考にいたしまして、人員の配置の見直し、OA機器の活用等による事務の合理化を積極的に図るなどして要員の確保に努め、行政サービスの低下を来さないように対処する所存でございまして、先ほどの御指摘のようなこともまあ事情はございましていただいても、そういうことがないようには鋭意努力していきたいと思っております。

○橋本敦君 裁判所が土曜日閉庁になって一斉に職務が基本的にはなくなるというのと違って、局長おっしゃるように、土曜、日曜は逆に入国者が

ふえるという状況もありますので、土曜日を全部閉庁にするという週休二日になりますと、私はやっぱり思い切った人員増ということがない職員が皆さんが、週休二日ということは基本的には確保できないということもあり得ると思うのです。

だからそういう意味で、この部分について特に今後慎重な検討をして、必要な人員要求が当然職員の皆さんから出てくる、あるいは職員だけではなくて入管当局から出てくるということもあり得るので、そういう場合には局長も法務大臣もこの点についての人員増については今後の課題として特段の御配慮をお願いしたいと思うんですが、大臣いかがですか。

○国務大臣(田原隆吉) 一生懸命頑張りたいと思います。

○橋本教君 急にお尋ねして申しわけなかったんですが、一生懸命よろしく願いたいと思います。

これに関連して私この際聞いておきたいのは、いろいろ報道されておるんですが、御存じの統一協会の教祖の文鮮明氏が入国を許可されて日本に入ってきておられるという問題でございしますが、これはこれまで入管当局は入国を許可されなかったわけですね。今度許可をされたというのは特段の理由があるんですか。

○政府委員(高橋雅二君) 文鮮明氏の今回の入国に際しましては、目的として今後の朝鮮半島及び北東アジアの平和のあり方について我が国の「北東アジアの平和を考える国会議員の会」のメンバーとの意見交換ということでございました。文鮮明氏は、過去米国において所得税法違反で一年を超える刑に処せられていることとございまして、上陸拒否事由に該当しておたわけでございますけれども、同刑の確定後既に七年経過しているということ、また今回の入国目的を考慮しまして上陸を特別に許可したものでございます。

○橋本教君 御存じのように、法務委員会でもいわゆる靈感商法という問題だとかあるいは集団結婚、人権問題、いろいろ議論されてきて、いまだにそういった統一協会、国際勝共連合関係の反社会的行為に対する批判というのはかなりやっばり国民の間に強い、今回の入国についても抗議集会が予定されているやに報道もあるわけですね。それで、出入国管理及び難民認定法第五条によりますと、「次の各号の一に該当する外国人は、本邦に上陸することができない」ということを明記いたしまして、その第四号で「日本国又は日本国以外の国の法令に違反して、一年以上の懲役若しくは禁錮又はこれらに相当する刑に処せられたことのある者」という規定がございまして、文鮮明氏がアメリカで脱税によって一年六月の有罪判決を受けてアメリカからも退去を命ぜられたことは、これはもう周知の事実ですから、法令の規定からいいますらば入国を原則的には認めないという、法律上はそういう人物であることは間違いないでしょう。

○政府委員(高橋雅二君) 法律的には、今先生御指摘の条項に該当することになります。

○橋本教君 したがって、特別の許可ということになりますと、やっぱりそれをクリアしてさらに許可を正当化する理由がなくてはならぬんですが、今の話ですと「北東アジアの平和を考える国会議員の会」との懇談会とかいうことをおっしゃるわけですが、そういうものがどういう実態なのか、そしてその懇談会を一体どういうことが行われるのか、どれほど審査をされたのか私は疑問だと思ふんですが、そういうことが一つ。

それから、七年も経過している、こう言いますと、法の規定は何年経過しようとも過去において一年以上の刑に処せられたということを入国拒否理由として明定しているわけですから、期限がたつたらいよいよということが簡単に言えるわけのものではないですね。

○橋本教君 御存じのように、法務委員会でもいわゆる靈感商法という問題だとかあるいは集団結婚、人権問題、いろいろ議論されてきて、いまだにそういった統一協会、国際勝共連合関係の反社会的行為に対する批判というのはかなりやっばり国民の間に強い、今回の入国についても抗議集会が予定されているやに報道もあるわけですね。それで、出入国管理及び難民認定法第五条によりますと、「次の各号の一に該当する外国人は、本邦に上陸することができない」ということを明記いたしまして、その第四号で「日本国又は日本国以外の国の法令に違反して、一年以上の懲役若しくは禁錮又はこれらに相当する刑に処せられたことのある者」という規定がございまして、文鮮明氏がアメリカで脱税によって一年六月の有罪判決を受けてアメリカからも退去を命ぜられたことは、これはもう周知の事実ですから、法令の規定からいいますらば入国を原則的には認めないという、法律上はそういう人物であることは間違いないでしょう。

を励ますということにもなるという意味において、この入国の特別許可というのは、社会的に見ても法制的に見ても、今日の国内でのそういった行動について厳しく対処しなければならぬ法務当局の立場から見ても、この許可はやっばりすべきではないかという厳しい批判を私は申し上げざるを得ないんですが、局長、その点どうお考えですか。

○政府委員(高橋雅二君) 確かにこの規定には期限がございせんが、他面、今国際化している時代にございましていろいろ流動的な時代背景を考へますと、この規定に期限がないからといって永久に該当する人は入国できないということは法の趣旨ではないと考えております。したがって、別の規定にありますが特別許可ということもあり得るというのではないかと思います。

今回の文鮮明氏の入国目的が、朝鮮半島及び北東アジアの平和のあり方について我が国の国会議員の会の方々と意見交換をするということと、今回の滞在期間が極めて短期であるということから上陸を認めたものでございまして、これには問題はなかと考えております。

○橋本教君 今おっしゃった国会議員の会というのはいつごろできて、そして、これは自民党の議員の皆さんだけの会だと承知しておりますが、どういう構成で、どういう目的の行動をなさっている団体なのか、局長は御存じですか。いつごろできたんですか。

○政府委員(高橋雅二君) 自民党の中の会でございますので私はそんなに詳しいというわけではございませんけれども、朝鮮半島、北東アジアに関して非常に深い関心を有する国会議員の方の集まり、グループであると承知しております。

○橋本教君 一つごろできたと承知されておりますか。

○政府委員(高橋雅二君) 出入国の管理行政につきましては、常日ごろ厳格にやっているつもりでございまして、常日ごろ厳格にやっているつもりでございまして、今後とも公正に、厳格に実施していきたい、こういうふうに考えております。

○橋本教君 それでは、入管局長、これで質問終了です。

時間がありませんが、最後に裁判所に土曜閉庁に関する件でお尋ねをしたいと思います。

日弁連から平成三年十二月六日付で、上田総務局長あてに裁判所の土曜閉庁に関する件という要望書が文書で出されているのはごらんいただいていると思いますが、これに対する回答は具体的に文書でなされたんでしょうか、口頭でなされたんでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(上田豊三君) 口頭でさせていたいております。

○橋本敦君 その内容については、北村委員からも御指摘があつて、裁判所の姿勢は一応わかつたわけですが、私がいたいた資料でも閉庁日における令状請求件数は、東京地裁で、勾留請求が六百十七件、逮捕状請求が二百一十一件ということになり多い。大阪地裁でも二百件を超えております。これは捜査の側の緊急の要請ですね。これにはこうしてこたえられている。弁護人の側からいいますと、保釈の請求だとか勾留理由開示請求だとか、あるいは接見拒否に対する準抗告、こういったことが出てくるわけで、これも同じように緊急性を持っている。

先ほどの御答弁で、真に緊急な場合とか特に緊急な場合とか、こうおっしゃって、私はそれが気になるんです。その判断は現場の裁判官の判断だけに任せて、真に緊急なのか、緊急だけれども特にはないとかいうことになりまして、せっかく国民の権利保全、弁護権の行使に支障がないようにするといつても、そこでトラブルが起つてうまくいかないということがあつてはならないわけですね。そういう意味で日弁連は局長に対する申し入れ書でも、真に緊急な場合、特に緊急な場合といふことをとりわけ区別しないで、緊急な問題についてはという形で迅速な処理をすることを特に要望しておりました。こういう点について基本的なお考えをきかちとお示しいただいておきたい、こう思ふんですね。その局長の答弁いかんが、今後現場でいろいろな問題のときに私は非常に大事な一つの問題方向を示すことになると思ひます。

時間がありませんで、一般的にはこの要請におこたえいただく答弁をいただきましたけれども、今私が言った現場に任せるというのは、それ自体であらうけれども、特に緊急な場合ではやらぬでよろしい、真に緊急な場合だけやったらよろしいという趣旨でおっしゃったのかどうか、そこを日弁連が大変心配しておるし、私も心配しておりますので、明確な御答弁をいただいて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) いわゆる土曜閉庁方式による現行法のもとにおきましても、この緊急性の有無の判断につきまして裁判所側と弁護人側との間にトラブルは起つていないと承知しております。この真に緊急を要するといふように御説明しましたものは、日弁連との協議におきまして、その過程で日弁連側から土曜日に保釈等の請求があつたものは原則として緊急があるものとして扱つてほしいと、こういう御要望があつたわけでございます。それに対して私も真に緊急の処理を要するものといふことを申し上げたわけであつて、これは用語の問題であるわけでございます。要するに、各裁判官が緊急な処理を要すると判断される場合には対処していかれる、こういう趣旨であらうと思つております。

○橋本敦君 終わります。

○萩野浩基君 裁判所の休日に関する法律の一部を改正する件については、平成三年八月十七日付の人事院勧告に基づいたものでありまして、諸外国と比較しても日本はどうか働き過ぎバチだ、こういうぐあいに言われております。もつとゆとりある生活といひますが、そういうものや、また国際的観点からいひましても、これは当然のことであり、遅きに失した感さえ私は感じております。そうした意味におきまして、趣旨、大綱において本質は了とするものであります。

しかし、裁判所に関するもので、例えば保護措置決定、特に私が申し上げたいのは少年法十七条第二項等、こういうものは、私、教育とか福祉に携わつておる者として当然だろうと思ひますが、休日であつてもなさるんでしようか。一言で結構でございます。

○最高裁判所長官代理者(山田博君) 休日でも行つております。

○萩野浩基君 ありがとうございます。ぜひそのようにお願いします。

そこで、法務大臣にお尋ねしますが、大臣の所信にもありましたが、公務員による横暴事犯が相次ぎ発覚し悪質巧妙化している云々というのを所

信表明でございました。まことに私も公職の議員のなりたてでございまして、議員として常に自戒の念を持って議員活動を行ななければならぬと思ひますが、また、その所信表明にもありましたが、子供をめぐるいじめ等の犯罪についても触れられておられます。このいじめ等についても関係省庁と大臣は密接な関係をとると述べられておられます。その決意のほどを一言でいいですか、お願いいたします。

○国務大臣(田原隆吉) 先ほどの横暴罪のことでございますが、刑法法令に触れる犯罪があると、それが何びとであつてもこれは公正、公正、不偏不党の立場に立つて捜査をしなければいけないといふことで、私は、そのことに対して検察庁が従来から厳正、公正、不偏不党、中立にやられてきていたものと信じておりましたが、法務大臣になつてみて改めてその辺を痛感しておりますので、信じて見守つておるわけであります。今後ともそのつもりでおります。

それから、いじめの問題であります。御承知のように、いじめについてはいろいろ話題になっております。これは我々の人権の問題でございまして、人権の問題といふのは強制力を伴わない心の問題ですから、非常に重要な問題であると同時に、気長く繰り返して繰り返してやらなければいかぬという気持ちでその点真剣に考えております。

○萩野浩基君 ありがとうございます。

さて、私、もう少し別のアングルから質問させていただきます。私、これまで十数年間、ミシガン大学の最も権威があると言われるスティーブンソン教授と共同研究を続けてまいりまして、ニューヨーク・タイムズやリーダーズ・ダイジェストにも紹介されておりますが、特に日本のいじめ等につきましては非常に外国でも関心を持たれておるわけです。数年前に大手の新聞に頼まれていじめについて私書いたことがございます。いじめとは大人社会の縮図である、私の文章の中からそのようなタイトルにされましたが、私は、まさにこれは非常に残念なこと

なんで、そうなるてはならないのがそうなるておるといふところに大きな問題があるのではないかとと思ひます。子供が未来といふものをのぞく鏡、また自分の将来を見る鏡、こういうものはどうしても、何といひますか大人が問題になるんですね。だから、彼らが将来に對しての生き方とかそういうものを学習するのは、自分よりも年上の、すなわち大人社会のそれぞれの生きざまといふものが一番大事だろうと思ひます。

いわんや、今日の俗に言われております金権腐敗政治が、いかに未来を背負う子供に悪影響を与えているか、これははかり知れないんじゃないか。宮城の参議院補選におきまして、私はいろいろと苦労いたしました。真相のほどはわかりませんが、政治腐敗といふことが言われておりますし、そして政治不信といふことが言われております。

ですから、政治倫理、そして政治改革、これはもう当然のことで、これをやはり推し進めなければ解決にならないんじゃないか。そういうことに對しての、一言でいいですから、法務大臣の誠意ある答弁を期待いたします。

○国務大臣(田原隆吉) 児童の問題から、最後に政治改革の問題に行かれたわけでありまして、政治改革については国会の中で協議会を設けられてやつておられるわけでございまして、法務大臣がこの場で意見を申し上げるのは適當でないかと思ひますので、御勘弁願ひたいと思ひます。

○萩野浩基君 やはりこれが縦割り行政であつて、あらゆるものがリネージュされていく。子供が将来を見るのには大人の社会といふものが、先ほども申し上げましたように、一つの鏡であるので、私は、これはお願いですけれども、関係省庁と連絡をとつていろいろなことをやるといふのは、子供にやはり大人が模範を示さなきゃならない、そういう意味で申し上げたので、つけ加えておきます。

次に、先ほども申し上げましたが、関係省庁との連絡をとると大臣はおっしゃつておられますので、やはりこれは、そこを讀んでいただければわか

りますけれども、いじめについても関係しているんです。現在起こっておる犯罪数は、確かにある程度減つておると思われまゝ。昨日の質問でも同僚の委員からありましたが、確かに減つてはおりますが、質の上においては非常に大事だろつと思ひます。ですから、いじめも決して消えなわけではなくて、大事な問題じやないかと思ひます。平成四年三月二十三日発行で、「現代の若者たち」といふ、これは総務庁の方の青少年対策本部から出ているんですが、こういうPRも非常に私は大事だろつと思ひます。

それから、今回私のこの質問に関しては連絡を既にしておきましたので、文部省をちよつと中心にお答えもいただきたいと思ひますが、このいじめの問題、ちよつと読みますけれども、「校内暴力」「いじめ」「子供の自殺」と次々に事件が発生する。そうすると、これに関連して、すぐに即効的解決が求められたり、またそれに対して皮相的な対処策が論じられたりする。その中で目立つのは「どうしたらいいか」「いじめ」といった方法論が多く、問題の本質に迫るものは少ない。

一例を挙げると、某教授は「家庭教育で、いじめられつ子はかなり直せる、いじめられつ子は、動作のにおい子などに多く、親の注意で家庭でもかなり直すことができる」と。またテレビやラジオでお馴染みの某教育評論家は「とにかく、かみつきなさい。しつぺ返しをしない」と言う。

たしかに今、現にいじめられ、苦しみ、自殺に追い込まれるかもしれない子供やその親にとつて、現実に対処するための、親と子の防衛策が救いの手である。しかし防衛策はどこまでも防衛策であり、見落せないのは、いじめの側の論理からつくられた、いじめから逃れるための防衛策に過ぎないものである。それは「しかえし殺人」をいじめつ子にさせる原因となつた。それから、戦後の日本の過渡期のバリエーションの中に

スケープゴートを立てることによつて、責任転嫁がみごとに成功したと見ることもできる。日本を大戦へと導き滅ばし、戦後はまた、物質的には大国となりながら、心の栄養不足に悩む国にした。

文部省の方はこの本御存じですか。参考までに言つておきますが、これはオックスフォードのボドレアンライブラリーの保存版になっていて、私が今私が持つてきたのは八版で、もしあれでしたら読んでおいてください。

私が言いたいのは、事件の質の問題なんです。関係省庁と連絡をとると大臣はおっしゃつておられましたので、ぜひとも文部省等とも関連をとりながら、また文部省は、今来ていただいていいますので意見を求めますけれども、やはり子供に未来のない日本に未来はないわけであつて、そういう観点から真剣にひとつ取り組んでいただきたいと思ひます。

これは総務庁は青少年行政に関する総合調整、マネジメント・アンド・コーディネーションというタイトルで、創刊号のとき私も頼まれて随想を書きましたけれども、特にPR、そして各省庁とのコーディネーティングというふうなことの観点におきましても、もしできましたら大臣、それから文部省、総務庁とお願ひいたします。

○国務大臣(田原隆吉) 人権に関しては、言葉をづつめて申しますと、いじめというのは児童の人権、子供の人権ですが、これは先ほど申したように、法務省で心の問題として大変深くかかわり合つておりますけれども、ただ文部省その他おつしやるように、関係機関も多うございいますので、関係機関と定期的な会議を開いたりしながら前へ進むようにやつていくわけでございます。

○説明員(福島忠彦君) いじめの問題、まさに先生がおつしたように、いろんな原因があると思ひますが、家庭の教育力が低下してきているとか、社会が非常に都市化現象になつてきているとか、それから学校も非常に受験中心の教育をやつているとか、いろんなひずみがこのいじめの原因に

なつてゐるのじやないかと思つております。

私も、いじめ、校内暴力、登校拒否等、生徒指導の問題を最重点でやつておりまして、おつしやつたように、いじめの件数自体は最盛期の十五万件から二万四千件というふうな六分の一になつておりますが、これもまさに御指摘のよう

に、いじめ、登校拒否、暴力、いろんなものが複合したような非常に陰湿といひますか、例えば先年起きた豊中十五中の事件なんかまさにその典型的な例だと思ひますが、そういう事件が起きておりますので、必ずしも数が減つたからといつて私も安心しているわけではなくて、やはりこれは私どもの仕事の最重点としてやつていかなければいけないと思つております。教員の研修会をやつたり、講座をやつたり、研究指定校をやつたり、モデル地区をつくつたり、いろんなありとあらゆるアイデアを出してやつておるわけ

でございますが、そういう対応策的な問題だけじやなくて、子供を自然に親しませるというふうな自然教室というふうなものもかなりの件数あります。やつておまして、そういう長期的な子供の健全育成という、そういう面からも今後は力を入れてやつていきたいと思つております。

○説明員(永島泰彦君) 青少年にかかわります行政につきましても、教育、福祉また保護、矯正、多様な分野にわたつておるわけでございます。そういうことから各省庁を通じます施策の相互の緊密な連携というものが大変重要であると私も思つております。総務庁では従来から青少年対策推進会議、これは関係の十四省庁の局長レベルの会議でございまして、こういう会議を従来から開催してあります。また、その会議等におきまして、青少年対策の推進要綱、これは総合的な健全育成、非行防止、各面にわたる推進要綱でござい

ますが、そういう基本的な要綱を決定してございまして、このようないしをいたしまして、政府全体といたしまして総合的かつ整合性のとれた施策の推進に努力しているところでございまして、そのほか、青少年の育成の国民運動の展開で

ございますとか、非行から青少年を守る全国強調月間、こういうものも実施しておるところでござい

ますし、広報啓発活動にも努力しております。今後とも青少年健全育成という立場から関係省庁と緊密な連携をとりながら施策を推進していき

たい、こういうふうな思つております。

○萩野浩基君 皆さん一生懸命取り組まれているという発言でありましたので、ぜひともそのようにお願いいたします。

とにかく、子供に未来のない日本に未来はないわけであつて、各省庁、自分たちのこれは範囲だといふのではなくて、お互いにコーディネーティングしながらやはりマネジメントは進めていくといふことで、やはり子供の育成といふことを一生懸命考えていただきたいと思ひます。

本員の質問を終わります。

○紀平悌子君 最後になりました大変お疲れでございますが、よろしくお願ひいたします。

裁判所の休日に関する法律の一部を改正する法律案でございまして、まず最高裁にお伺ひをしたと思ひます。

この法律の一部を改正する法律案について御説明のとおり、平成三年十二月二十七日の閣議決定に基づいて国家公務員の完全週休二日制を実現するものといふことで、これは一日も早い施行というものを私も心から希望するものでござい

ます。ただ、その施行に当たりまして、裁判所を活用するというか、裁判所は国民のためにあるといふような立場から国民の権利を最大限に確保することもまた大事なことだといふふうに思つております。

その立場から、まず、土曜完全閉庁について国民に対して、これは直接、間接にはなりますが、国民にということでのような広報を行われるかといふことをお伺ひしたいのです。何よりも、裁判所を利用しようとする国民はそれなりに切迫した事情を抱えております。例えば、簡易裁判所などには地域住民から民事、刑事の法律問題について御相談が入ってくるということですが、

今後とも高まるであろう裁判によるトラブルの解決

という国民のニーズにこたえるためにも、土曜日開庁の分、月曜日から金曜日の間でどのような方策をお心掛けになるのか。あるいは、国民のための配慮をされるのか、そして、例えば開庁時の留守番電話による電話相談の案内などを行われるというふうなきめ細やかなお心遣いというものはどんなふうにご考へていらっしゃるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(上田豊三君) まず、国民に対する広報の関係でございますが、平成元年に土曜開庁方式を導入しました際に、裁判所におきましても土曜開庁広報用ポスターというものを作成いたしまして、各裁判所の玄関でございまして、あるいは受付等、利用者の目に触れやすい場所にこれを持って広報をしたところでございまして、今回の完全週休二日制を導入するに当たりまして、同様の措置をとることをただいま検討しているところでございます。

それから委員御指摘のとおり、裁判所は国民のためにあるわけでございまして、国民の側から利用しやすい裁判所であることが必要だろうと考えております。そこで、新たに休日となる土曜日につきましても、これまでの開庁土曜日と同様に受付事務ですとかあるいは令状関係の事務、その他緊急を要する事務につきましては休日直体制、あるいは場合によりましては必要職員に出動させる、あるいは休日直を廃止している庁におきましては職員の自宅待機等の方法によってこういった事務を処理してまいりたい、このように考えているわけでございます。

なお、委員御指摘の電話相談でございますが、何分休日直要員が登庁してはおりますけれども、十分ないろんな相談には応ずることが難しいのではなかろうか、このように考えております。

○紀平悌子君 特に地方、いわゆる東京周辺は別かも知れませんが、地方の地域にございます裁判所というところは非常に遠いところだということに考へていらっしゃる住民の方が多いわけですから、このことは好むと好まざるとにかかわらず事実で

ございまして、なかなか裁判所の窓口に行くのも非常におつづかうというか、だれかついていってもらわなければいけません、弁護士と一緒にいっていただければいいんですが、それもなかなかね、状況もございまして、その辺の細かな御配慮、温かい御配慮をぜひ賜りたいというふうに思っています。

いろいろ同僚の委員の方から本案に対する御質問、微に入り細をうがってお話ございましたので、最高裁への御質問まだ私ございましたけれども、これは飛ばさせていただきます、次に移りたいというふうに思います。

次は、法務省そして外務省それから法務大臣に最後に伺いたいということで続けて申し上げますので、よろしく願います。

前回もいってございまして、このうお伺いいたしました児童の権利条約問題について再び申し上げてみたいというふうに思っております。

私かつて女子差別撤廃条約が批准されるまで、その十年以上前から起こっております婦人運動の中におきまして、このたびの児童の同じような人権の問題を扱いました条約との一つの違いというか、扱いの違いのようなものを、これは感じ過ぎかもしれません感じがしております。女子差別撤廃条約の場合は一九八五年の六月に批准された際には、さかのぼって十年前の七五年のメキシコで開かれた国際婦人年世界会議で世界行動計画というものが採択されております。その後、総理府に婦人問題企画推進本部が設置されたことは御案内のとおりでございます。非常に大がかりなものでございまして、当時非常にこの婦人問題、いわゆる女子というか婦人というか、いろいろその呼び名にも問題ございましたけれども、この差別撤廃条約が批准されるまで、そして今日二〇〇〇年に向けてということで七五年から今日まで歴代の総理が本部長となられて、婦人問題担当室が推進業務に当たっております。今なお活発に各省間で共通の土俵の上でお話し合いをし、

かつ少しずつと申し上げてはいけないんですが、大きな問題もございましたけれども、女性の社会参加、政治参加などはそれぞれに前進をしているところでございます。

この条約の批准までメキシコ大会からいって十年間かかっておりますし、また政府がその前に署名をなさってからも五年という時間を慎重にかけられていたわけですから、国内法及び制度の整備も、国憲法とか家庭科の男女共修問題、それから最大のものが男女雇用機会均等法の制定という新制度ですね、それも行われたわけなんです。そして女子差別撤廃条約に達したんだというか、まさに完璧を期せられたという部分が差別撤廃条約のときにはあったわけです。

こういう姿勢は日本は特に厳しいということを聞いておりますし、特に法務省がその線を非常に堅持されているというふうには聞かされてまいりました。昨日も当委員会でも触れたことでございますけれども、児童の権利条約もいわば女子差別撤廃条約というふうなものではないかと思うんですね。それで、女子差別撤廃条約との重要性においては何ら異なることはない、むしろ未来の子供、力のまだまだ十分ではない子供たちのためにということで非常に重要な問題を抱えた条約の批准だということでございます。

今回の批准に際しては留保条項も多い、そしてその留保条項に付随すると思われる国内法規整備は、昨日のお答えではそれは今のところ必要でないというふうに承りました。後回しになるわけでございますけれども、留保条項等については今後どのように国内法とのすり合わせというかいろいろな事象に対する問題もあわせてすり合わせをされていくのでしょうか。また、その御予定は全くないのでしょうか。それともおありなのでしょうか。また、批准をする以上国内法をきちんと整備して留保条項なく受け入れていく必要があるのではないかと考へる方もあると思っておりますし、私もそのような考へ方を基本的には持っております。今いろいろ申し上げましたけれども、まず法務

省のお考へをお聞かせいただきたいと思います。○国務大臣(田原隆吉) 一般論だけ最初にお話しします。詳しい点は政府委員から答弁させます。

結局、検討されましたけれども、留保と解釈宣言をやるということでは法を定める必要はないという結論に達したものですから、法務省としては、これで問題はないという解釈をしておるわけでございます。

留保については少年の問題、それから解釈宣言については入管との関係となっておりますので、それぞれ政府委員が来ておりますから答弁させていただきます。

○政府委員(則定衛君) 今回の児童の権利条約の批准に際しまして法務省所管の各法令との整合性を慎重かつ詳細に検討いたしました結果、ただいま御指摘の留保を一点行わせていただくということになったわけでございます。

これは少年法の規定で御案内のとおり、我が国では二十歳以下の者が少年である、そういう少年につきましては非行事件を起こした場合場合には原則としていわゆる保護処分ということで少年院等に収容されるということになるわけでございまして、今回の条約の三十七条の(イ)項で児童とその他の拘禁者との分離ということになりまして、この条約におきましては十八歳以下の者が児童ということになりますので、そこで若干矛盾する点がございまして、ただ、我が国の少年法におきまして二十歳までをいわゆる少年、未成年ということとで、これにつきまして先ほど申しましたような措置を講じておりますのは、この条約におきましても精神といたしまして、できるだけ非行度の少ない児童とそれから非行度の一般的に進んでおります成人とを分離して悪性がより進行することを防止するという趣旨だろうと理解しておるわけでございまして、そういう意味では我が国の現行法制の方が児童といえましょうか若年者の保護にむしろ一歩進んでいるというふうな解釈できると考へておるわけでございます。そういう意味で条約の

精神には合致するわけでございますが、十八歳という児童の上限とそれから我が国の少年の上限の二十歳との乖離がございますので、この点につきまして留保する必要があるというふうに考えたわけでございます。

それから次のお尋ねの、じや十八歳から二十歳の間ににつきましていゆる分離をすることについて今後見直す必要はあるか、こういうことになりましたと、先ほど申しましたように、趣旨といたしまして我が国の現行少年法制の方がより若年者の保護にむしろ進んでおるといふ点もございまして、さらにそれが仮に、その問題を抜きにいたしまして、十八歳と二十歳、それから十八歳以下の者、それから二十歳を超える者というふうに細分化いたしました場合には、現行の少年処遇の面におきましていわずに非効率な執行になりますし、またそれが適正な少年保護の問題について現場の混乱を来すというマイナス面も考えられますので、現在のところその留保事項につきまして今後国内法整備を行うという考えは持っていないわけでございます。

○紀平梯子君 じや、外務省の方から私申し上げたことに御感想でも結構でございますのでお願いいたします。

○説明員(吉澤裕君) 先生からお話がございました女子差別撤廃条約を含めまして条約を批准するときはこれを誠実に実施するという観点から、我が国といたしましては主要な国内法等を必要があれば事前に整備してから条約を締結するというようにしていただくことがございます。ただし、国内法制の根本的な点に抵触する等のために、留保を行ってでも締結することが留保に拘泥して締結できずにいるよりも望ましいというふうに考えられる場合等には条約の規定とか我が国の法制度、実情等を総合的に勘案した上で対処することとしているところでございます。

この児童の権利に関する条約につきましては、我が国の憲法あるいは我が国も既に締結しております国際人権規約と軌を一にするものでござい

して、本件条約によって課される義務の履行を確保するために現行の国内法の改正あるいは新規立法は必要ないという結論に達したわけでございまして。ただ一点、自由を奪われた児童の成人からの分離についての規定、この条約の三十七条の(イ)でございましてけれども、これにつきましてはその内容にかんがみまして留保することが適当というふうな考えられましたので、この点については所要の留保を付してこの条約を締結したいということとで国会に提出させていただいておるところでございます。

○紀平梯子君 時間もなくになりましたので、最後に一言お願いという要望を申し上げます。きょうは申し上げませんでしたけれども、教育関係の問題のところで、現状とそれから条約とが矛盾をする部分が教育の現場におけるさまざまな問題で国民の間で心配をされているのは御承知のとおりだと思います。私は、この条約の一日も早い批准そして締結ということを支持いたしております。かつ、締結をされた条約が実際に条約の精神に基づいてスムーズにという非常にふさわしく日本の社会あるいは子供の現状というものが前向きになっていくようにするためには、各省間でその後のフォローをしていただきたいというふうに思っております。

例えば、推進本部ほどのことができなくても、各省間で、この批准にかかわる問題でどこかの省が中心になられて連絡会議をお持ちになるとか、実質的な意味でのそういう問題が世論として出てきた場合に、きちんとしたお答えが出てくるような、また改善をされるようなそういうふうな機関というか、それを希望いたします。できれば大臣にお気持ちを伺いたいと思っております。

○國務大臣(田原隆君) 先生のお話お気持ちよく理解できましたので、それを踏まえて今後進めてまいりたいと思っております。

○紀平梯子君 ありがとうございます。

○委員長(鶴岡洋君) 他に御発言もないようでございますから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

裁判所の休日に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(鶴岡洋君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(鶴岡洋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鶴岡洋君) 国際海上物品運送法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。田原法務大臣。

○國務大臣(田原隆君) 国際海上物品運送法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

現行の国際海上物品運送法は、一九二四年船荷証券統一規約に基づいて昭和三十三年に制定されたものでありますが、その後、この条約を改正するため、運送人の責任限度額の引き上げ等を含むとす一九六八年議定書が成立し、さらに、運送人の責任限度額を計算する単位を国際通貨基金の定める特別引き出し権とすることを内容とする一九七九年議定書が成立を見るに至り、これらの議定書は、これまでに英、仏等主要海運国が締結し、既に発効しております。

そこで、政府におきましては、この改正議定書

を批准するため、今国会においてその御承認を求めているところであります。

この法律案は、この議定書の批准に伴い、国際海上物品運送法の一部を改正しようとするものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、第一に、運送人は事実と異なる船荷証券の記載について過失の有無を問わず善意の船荷証券所持人に対抗することができないこととし、船荷証券の効力を強化することとしております。

第二に、運送人の責任限度額を引き上げるとともに、責任限度額を計算する単位を国際通貨基金の定める特別引き出し権とし、また、コンテナ等を用いて運送される場合の責任限度額等についても明らかにすることとしております。

第三に、運送人及びその使用する者の不法行為による損害賠償の責任についても、運送人の契約違反による責任と同様の免除及び軽減を認めることとしております。

第四に、損害賠償の額の算定、運送人に故意等がある場合の特例、運送人の責任の消滅等について、議定書に合わせて、所要の規定を整備することとしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(鶴岡洋君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十三分散会

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は三月十八日)

一、裁判所の休日に関する法律の一部を改正する法律案